# 令和7年度も試行を継続します

## ※評価内容が「別表1」のとおりとなります

## 三重県伊勢建設事務所が発注する建設工事において、受注工事高を評価する工事を試行

#### 1. 目的

地域の建設業は、県民生活に必要不可欠な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など、 重要な役割を担っています。これから地域を支える建設企業の受注機会の確保と工事量の平準化を図るため、総合評価方式 において受注工事高を評価する工事を試行します。

### 2. 対象工事及び試行内容

(1)対象工事

発注業種:土木一式工事

予定価格:5千万円以上8千5百万円未満

入札方式:一般競争入札

落札方法:総合評価方式(簡易型B)

(2)試行内容

総合評価方式(簡易型 B)の評価項目を以下のとおり変更して試行します。

〇受注工事高

当該年度の三重県発注の契約金額5百万円以上の土木一式工事の契約金額の合計により評価します。

別表1

					77142 1
大項目	中項目	小項目	評価基準	配点	評価内容等
企業の技術力等	受注工事高	1企業あたりの当該	5千万円未満の	<u>5</u>	受注工事高の合計により評価します。
		年度の三重県発注	場合		・受注工事高は、当初契約工期が当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日
		の契約金額5百万	5千万円以上の場合	0	までの期間を一部でも含む三重県発注の当初契約金額5百万円以上の土木一式
		円以上の土木一式			工事を評価の対象とします。
		工事の契約金額			・小規模、雪氷、地域維持型修繕等の業務委託は、評価の対象としません。
					・共同企業体で受注した工事が対象工事である場合、当初契約金額は出資比率を
					乗じた金額とします。(単独工事の場合は、100%)